

告知義務違反による解除について

告知の重要性について

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。
契約当初から健康状態の良くない人や危険度の高い職業に従事している人などが無条件で加入されますと、保険料負担の公平性が保たれなくなります。したがって、契約にあたっては、契約者や被保険者には過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて書面（告知書）や当社の指定した医師などの質問に事実をありのままに告げていただく義務（告知義務）があります。
- 告知は、当社所定の書面「告知書」により、または当社が指定した医師の質問に事実をありのまま告げていただく必要があります。したがって、当社が指定した医師以外の職員（営業職員（生命保険募集人）・生命保険面接士）に健康状態、傷病歴などについて口頭でお伝えいただいても告知されたことにはなりません。

正しく告知されなかった場合のデメリットについて

- 書面（告知書）でおたずねする事項について、故意または重大な過失によってその事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。なお、2年を経過していても、責任開始の日または復活日から2年以内に保険金・給付金のお支払い事由、または保険料払込免除の事由が発生しているときは、ご契約または特約が解除となり、保険金・給付金のお支払い、または保険料の払込み免除ができない場合があります。
- ご契約または特約を解除する場合は、たとえ保険金・給付金のお支払い事由や保険料払込免除の事由が発生していても、保険金・給付金のお支払い、または保険料の払込み免除はできません。
ただし、「保険金・給付金のお支払い事由や保険料払込免除の事由」が「解除の原因となった事実」によらない（因果関係がない）場合は、保険金・給付金をお支払いし、または保険料の払込みを免除します。

具体例



お支払いできる場合

契約前の「高血圧」での通院について、告知書で正しく告知をせずに加入され、加入から1年経過後に「交通事故」でケガを負い入院された場合。

解説

「高血圧」と「交通事故」には因果関係がないため、入院給付金はお支払いの対象となります。ただし、告知義務違反によりご契約または特約が解除となる場合があります。



お支払いできない場合

契約前の「肝硬変」での通院について、告知書で正しく告知をせずに加入され、ご加入から1年経過後に「肝硬変」と因果関係のある「肝ガン」でお亡くなりになった場合。

解説

「肝硬変」と「肝ガン」には因果関係があるため、ご契約は告知義務違反による解除となり、死亡保険金もお支払いの対象とはなりません。